

# 県たばこ税（県税） / 市町村たばこ税（市町村税）

たばこの消費に対してかかるもので、たばこの価格の中に含まれています。

## ◆納める人

日本たばこ産業(株)、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者が県内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに、そのたばこの本数を基準として税が課せられます。この税は、たばこの小売価格の中に含まれていますので最終的には消費者が負担することになります。

## ◆納める額

	県たばこ税	市町村たばこ税	
一般の紙巻たばこ	1,000本につき860円	1,000本につき5,262円	(平成30年9月30日まで)
	1,000本につき930円	1,000本につき5,692円	(平成30年10月1日から)
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき656円	1,000本につき4,000円	

(注) 一般の紙巻たばこについて、平成30年度税制改正において、税率の見直しが行われ、平成33年10月まで段階的に引き上げられます。

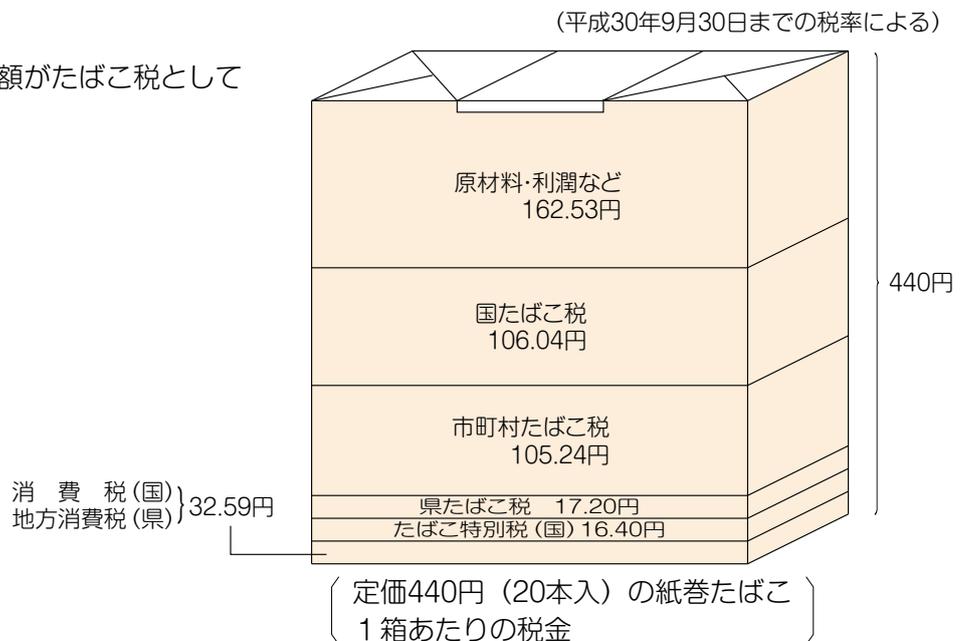
(注) 旧3級品の紙巻たばこは、エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・バイオレット・ウルマの6銘柄です。これらの税率については、平成28年4月から毎年段階的に引き上げられ、平成31年10月以降は一般の紙巻たばこと同じ税率になります。

## ◆申告と納税

日本たばこ産業(株)等が、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めます。

## ◆その他

国にも同じように一定の金額がたばこ税として納められています。



たばこは地元で買しましょう。

たばこ税は、たばこが買われた所の県や市町村の収入となって、役立てられます。